

## 第1回 バンカー条約及び難破物除去ナイロビ条約の 国内法制化に関する検討委員会

### 議事概要

1. 日 時 平成30年8月2日(木)
2. 場 所 海事センタービル701・702会議室
3. 出席者(敬称略・順不同)

委員長	藤田 友敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	小塚 荘一郎	学習院大学法学部教授
〃	石原 典雄	国土交通省海事局安全政策課長
〃	木上 正士	一般社団法人 大日本水産会事業部長
〃	片山 陽一	日本漁船保険組合保険業務部長
〃	橋本 隆明	一般社団法人 日本船主協会 (日本郵船(株)法務・フェアトレード推進グループ統括チームチーム長)
〃	伊藤 正幸	一般社団法人 日本船主協会企画部副部長
〃	田中 雄一	日本船主責任相互保険組合業務部長
〃	久保 治郎	一般社団法人 日本損害保険協会 (東京海上日動火災保険(株)コマーシャル損害部専門部長(法規・約款担当))
〃	見上 博	日本内航海運組合総連合会審議役
オブザーバー	石倉 伊織	海上保安庁警備救難部環境防災課企画係長
〃	浦木 智康	外務省国際協力局専門機関室課長補佐
〃	井田 瑞	外務省国際協力局専門機関室主査
〃	塩入 隆志	国土交通省海事局安全政策課課長補佐
〃	本村 龍平	国土交通省海事局安全政策課油濁保障対策官
〃	宮岡 俊輔	国土交通省海事局安全政策課専門官
〃	堀内 隆史	国土交通省海事局安全政策課油濁対策係
〃	坂崎 有理	国土交通省内航課主査
〃	飯見 有花	国土交通省総合政策局海洋政策課課長補佐
〃	深町 啓史	国土交通省総合政策局海洋政策課企画係長
〃	田中 秀水	水産庁漁政部漁業保険管理官補佐

〃	高安 治	水産庁漁政部漁業保険管理官漁船保険指導官
〃	野村 健司	水産庁増殖推進部漁場資源課漁業監督指導官
〃	廣瀬 梨絵	損害保険ジャパン日本興亜株式会社海上保険室船舶保険グループ課長代理
〃	玉井 博史	一般社団法人 大日本水産会海事課長
〃	井上 輝之	日本漁船保険組合保険業務部次長
〃	杉本 千尋	日本漁船保険組合保険業務部船主責任保険課主任
〃	別所 源樹	一般社団法人日本船主協会企画部係長
〃	大嶋 菜摘	一般社団法人日本損害保険協会業務企画部自動車・海上グループ主任
〃	片岡 直	三井住友海上火災保険株式会社海上航空保険部船舶保険チーム課長
事務局	天谷 直昭	(公財)日本海事センター常務理事
	金子 二郎	(公財)日本海事センター企画研究部次長
	中村 秀之	(公財)日本海事センター企画研究部主任研究員
	坂本 尚繁	(公財)日本海事センター企画研究部専門調査員

4. 議 題
- (1) 本検討委員会について
  - (2) 条約の概要等について
  - (3) 条約の締結意義、影響等について
  - (4) 条約の論点について
  - (5) 国内法制化への対応方針について
  - (6) その他

5. 配布資料 (略)

6. 議事概要

- (1) 本検討委員会について

本検討委員会についての設立の趣旨につき説明が行われた。

- (2) 条約の概要等について

「資料 2-1」に沿って説明が行われた後、船舶所有者とともに責任を有すると規定されている「管理人」、「運航者」については、外国の事業者でこれに該当するものに対応するため船主責任制限法第 98 条のような規定が置かれる可能性があること、国内にはこれに該当する事業者はないと解されることが確認された。

### (3) 条約の締結意義、影響等について

「資料 2-2」、「資料 2-3」に沿って説明が行われた。議論の概要は以下のとおり。

- 2004 年の時点と比べて、保険の加入率が高くなった。
- 漁船に対しては、保険による保障を充実させるため、保険の加入と事業者への補償をパッケージとするスキームが作られ、機能してきており、保険の加入率が上がったと考えられる。
- 保険業界では、船主責任制限条約の責任制限限度額が上がった際に、保険金が十分足りているか確認を行っており、保険の加入率等に影響している可能性がある。
- 両条約の効力発生後、適切な保険に加入していなかった場合は、船舶油濁賠償保障法と同様に、罰則の対象となる可能性が高いため、義務づけられる金額を正確に把握する必要がある。
- 漁船保険では、国内の事故、人身事故の賠償や裁判の費用含めて、高いレベルで保険に入る必要があるという意識付けを行っている。一方、保険料が保険金に正比例するわけではないため、それまで入っていた保険より高額な保険に入った場合でも、高額な保険料の支払いが発生しているわけではない。

### (4) 条約の論点について

「資料 2-4」に沿って説明が行われた。議論の概要は以下のとおり。

- EEZ に関係する条約の場合、我が国と周辺国との間には、中間水域とか、暫定水域とかいったものが設けられているということを、頭の片隅に置いておいてもらいたい。
- 条約に入る前に周辺国と事前に交渉するという事はないであろう。周辺国は既に条約に入っており、日本が入れば同じ土俵に立てることになる。
- 我が国としてはオプトインをしても失うものはなく、むしろ国内の座礁船問題への対策として有益。

### (5) 国内法制化への対応方針について

「資料 3」に沿って説明が行われ、対応方針が了承された。主な発言は以下のとおり。

- 内航船を対象とした場合、証書の発行を短期間に大量に発行することなどが必要になる。
- 事務処理の問題については、相当証書の発行等、積極的に対応していくつもりである。他に要望等があればどんどん出してもらいたい。
- 条約が実際に動き始めるのは、最短で 2020 年の初頭くらいと思われる。

### (6) その他

本日の資料は、議事概要とともに、日本海事センターのホームページにアップすることが確認された。

(以 上)